

議案第34号

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例の一部を改正する条例案

大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（平成26年大阪市条例第73号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
<p>(禁止区域における指導等)</p> <p>第11条 [略]</p> <p>[2・3 略]</p> <p>4 市長は、第1項の規定による指導を<u>行っ</u> <u>た</u>にもかかわらず、当該指導を受けたものが禁止行為を中止しないときは、当該指導を受けたものに対し、禁止行為を中止するよう勧告することができる。</p> <p>[5 略]</p> <p>6 市長は、第4項の規定による勧告を<u>行っ</u> <u>た</u>にもかかわらず、当該勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けたものに対し、禁止行為を中止するよう命ずることができる。</p> <p><u>7 第1項、第4項及び前項の規定にかかわ</u> <u>らず、市長は、第16条第1項の規定による</u> <u>過料の処分を受けたものが当該処分を受け</u> <u>た後において前条の規定に違反している</u> <u>ときは、そのものに対し、第1項の規定によ</u> <u>る指導及び第4項の規定による勧告を行う</u></p>	<p>(禁止区域における指導等)</p> <p>第11条 [同左]</p> <p>[2・3 同左]</p> <p>4 市長は、第1項の規定による指導を<u>した</u> <u>た</u>にもかかわらず、当該指導を受けたものが禁止行為を中止しないときは、当該指導を受けたものに対し、禁止行為を中止するよう勧告することができる。</p> <p>[5 同左]</p> <p>6 市長は、第4項の規定による勧告を<u>した</u> <u>た</u>にもかかわらず、当該勧告を受けたものが当該勧告に従わないときは、当該勧告を受けたものに対し、禁止行為を中止するよう命ずることができる。</p> <p>[新設]</p>

ことなく禁止行為を中止するよう命ずることができる。

8 前2項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告を受けたもの又は第16条第1項の規定による過料の処分を受けた後において前条の規定に違反しているものに交付して行うものとする。

(公表)

第13条 市長は、第11条第6項又は第7項の規定による命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。ただし、第4号に掲げる事項を公表することができるのは、当該命令に違反して行われた禁止行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限る。

[(1)～(4) 略]

[2・3 略]

(土地等の提供者への通知)

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされたものの営業その他の業務（第11条第6項若しくは第7項の規定による命令又は物件の提出等の要求若しくは立入調査等に係るものに限る。）の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知するものとする。

(罰則)

7 前項の規定による命令は、市規則で定める事項を記載した命令書を第4項の規定による勧告を受けたものに交付して行うものとする。

(公表)

第13条 市長は、第11条第6項の規定による命令を受けたものが正当な理由なく当該命令に従わないときは、その旨及び次に掲げる事項を公表することができる。ただし、第4号に掲げる事項を公表することができるのは、当該命令に違反して行われた禁止行為の内容等を勘案して公表することが適当であると市長が認める場合に限る。

[(1)～(4) 同左]

[2・3 同左]

(土地等の提供者への通知)

第14条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による公表をしたときは、当該公表をされたものの営業その他の業務（第11条第6項の規定による命令又は物件の提出等の要求若しくは立入調査等に係るものに限る。）の用に供されている土地又は建物を提供している当該土地又は建物の所有者又は管理者に対し、当該公表の内容を通知するものとする。

(罰則)

第16条 <u>第11条第6項又は第7項</u> の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料に処する。 [2 略]	第16条 <u>第11条第6項</u> の規定による命令に違反したものは、50,000円以下の過料に処する。 [2 同左]
備考 表中の[]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。	

附 則

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の大阪市客引き行為等の適正化に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第11条第7項及び第8項の規定は、この条例の施行の日前にこの条例による改正前の大阪市客引き行為等の適正化に関する条例第16条第1項の規定による過料の処分を受けたものが同日以後に改正後の条例第10条の規定に違反している場合についても適用する。

令和3年2月10日提出

大阪市長 松井一郎

説 明

過料の処分を受けた後において客引き行為等をし、又はさせる行為をしているものに対して、指導及び勧告を行うことなく当該行為を中止するよう命ずることができることとするため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。